

信州デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和9年7月から9月に開催する信州デスティネーションキャンペーンのロゴマーク（以下、「信州DCロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(「信州DCロゴ」に関する権利)

第2条 「信州DCロゴ」に関する一切の権利は、信州キャンペーン実行委員会に帰属する。

(使用目的)

第3条 「信州DCロゴ」は、次のいずれかの目的で使用することができる。

- (1) 信州デスティネーションキャンペーンのPR
- (2) その他、信州キャンペーン実行委員会会長（以下、「会長」という。）が認めるもの

(使用の申請等)

第4条 「信州DCロゴ」を使用しようとする者は、あらかじめ会長の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県教育委員会が使用するとき
- (2) 長野県内市町村及びDMO・市町村観光協会等が使用するとき
- (3) 長野県及び長野県内市町村が構成員となっている団体が使用するとき
- (4) 長野県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
- (5) 信州キャンペーン実行委員会の構成団体が使用するとき
- (6) JRグループ各社が使用するとき
- (7) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (8) 長野県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき
- (9) その他会長がその使用を適当と認めたとき

2 前項の会長の許諾を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、会長が認める場合には添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 使用する内容が具体的にわかる企画の概要書等
- (2) 「信州DCロゴ」の使用状況がわかる商品の完成イメージ等
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 会長は、「信州DCロゴ」を使用した者に対し、使用状況、実績、参考資料、成果品等の提出を求めることができる。

(ロゴの派生利用)

第5条 「信州DCロゴ」の基本形は「知ってほ信州」とするが、広報や発信の趣旨に即した活用を促進するため、「食べてほ信州」、「遊んでほ信州」、「飲んでほ信州」等、動詞部分を変化させた表現（以下「派生ロゴ」という。）での使用を認める。

2 派生ロゴを作成する場合は、第4条に基づき使用申請を行うこととし、派生ロゴは信州キャンペーン実行委員会が提供するイラストレータデータを基に作成するものとする。

(使用の許諾)

第6条 会長は、第4条及び第5条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、趣旨に沿って使用するものと認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。ただし、ガイドラインに沿った使用がなされていない場合は、申請されたデザイン等の修正を求めることがある。また、必要があると認める場合は、使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾通知書（様式第3号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第5号）を送付する。

(使用許諾の制限)

第7条 「信州DCロゴ」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として許諾しないものとする。

- (1) 長野県の品位を傷つけるおそれ、又は信州デスティネーションキャンペーンのコンセプトに沿わない発信内容となるおそれのある場合
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用するとき
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品などに使用するとき
- (6) 第三者の利益を害すると認められるとき
- (7) その他、会長が「信州DCロゴ」の使用について不相当と認めるとき

(使用上の遵守事項)

第8条 「信州DCロゴ」を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) ガイドラインに定められた色・形式などを守り、正しくしよすること。
- (3) 許諾された用途にのみ使用し、第6条第1項により会長が付する条件を遵守すること。

(使用期間)

第9条 「信州DCロゴ」の使用期間は、原則として令和8年4月1日から令和10年9月30日までとする。

(使用料)

第10条 「信州DCロゴ」の使用料は、無料とする。

(許諾内容の変更)

第 11 条 使用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書(様式第 2 号)を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 会長は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、使用者へ変更許諾通知書(様式第 4 号)を送付する。

(使用許諾の取消し)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者が、この規程に違反した場合

(2) 使用者が、第 6 条第 1 項により会長が使用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

2 信州キャンペーン実行委員会は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、使用許諾の取消しを行ったときは、使用者に使用許諾取消通知書(様式第 6 号)を送付する。

(経費等の負担)

第 13 条 信州キャンペーン実行委員会は、使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 信州キャンペーン実行委員会は、第 12 条第 1 項の規定に基づき「信州 DC ロゴ」の使用許諾を取り消された者に生じる経費(回収、成果品使用の中止の指示を受けた者に生じる経費(回収、成果品の変更費用等)及び役務を負担しない。の変更費用等)及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 14 条 信州キャンペーン実行委員会は、「信州 DC ロゴ」の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「信州 DC ロゴ」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、信州キャンペーン実行委員会信州 DC 事務局(長野県観光スポーツ部観光誘客課)が行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。